

にじーずのセーフガーディング指針

1. はじめに

多くのLGBTやそうかもしれないと悩むユースにとっては、日頃の生活の中や学校等で、ありのままに自分のことを話したり過ごしたりすることが難しい現状があります。こどもの権利条約にあるとおり、あらゆる子どもが生まれながらにもつ「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障することが、すべての大人の責任であり、法人としても遵守すべき責務であると認識し、子ども・若者のために、安心・安全な環境をつくり、維持するよう努めることが重要です。にじーずでは、性のあり方はもちろんのこと、様々なちがいが否定されることなく、多様な人がいるのがあたりまえの居場所を作ることで、子どもや若者の不安や孤立をなくしたいと考えています。

にじーずは、子ども・若者に関わるセーフガーディング指針(以下、本指針)を定め、にじーずの活動に関わるすべての者が、本指針にそって子ども・若者と関わることを求めます。

2. 定義・適用範囲

- 定義: 子ども・若者: にじーずに参加対象である23歳までの子ども・若者
- 適用範囲: にじーずの職員・ボランティアスタッフ等、にじーずの活動に関わるすべての者(以下、活動メンバー)
- 適用場面: にじーずのすべての活動(オンラインかオフラインかを問わず)

3. 本指針の役割・目指すこと

本指針は子ども・若者の安心・安全を守るためににじーずの責務を示すものです。

にじーずが本指針で掲げる責務を果たすことにより以下を実現し、子ども・若者の権利を守ることを目指します。

- LGBTやそうかもしれない子ども・若者が安心してにじーずに参加できる。
- にじーずの活動メンバーの採用プロセスにおいて、様々な子ども・若者のために活動をする適性を備えた人物を選考するための人選手続きを行う。
- にじーずの団体と活動メンバーは、活動に必要な知識を備えられるように取り組み、積極的に安全な環境づくりをする。
- にじーずの団体と活動メンバーは、子ども・若者の虐待や性的搾取等のリスクについて直視し、必要な知識と対策を備えてより包括的な組織と事業の運営に臨む。
- にじーずの活動メンバーがにじーずの活動に力を注ぐことができる。

上記を通じて、にじーずは、子ども・若者にとって安心で安全な団体として成長し続けることを目指します。それが「子どもの権利」に資することであり、我々が希求することとも言えます。

4. 原則

にじーずは、以下の原則を遵守することにより本指針の実現を図ります。

- 周知
 - 本指針を子ども・若者、にじーずの活動メンバーや関係者に周知します。
 - にじーずの関係者に対して、本指針を十分に理解し遵守することを求めます。
 - にじーずの活動に関わる子ども・若者が相談しやすいように、相談窓口をつくり周知します。
- 個人の責任
 - 活動メンバーに対し、公私にわたり、いかなる場面でも子ども・若者と適切な言動で接するよう求めます。
 - 活動メンバーに対し、子ども・若者が危険にさらされる事態(以下、問題)が発生しないように予防に努めることを求めます。
 - 活動メンバーに対し、問題が発生またはそのおそれがある場合は、報告し、子ども・若者の安心・安全を守るために行動することを求めます。
- 子ども・若者の最善の利益
 - いかなる場合でも、子ども・若者の最善の利益を考え、対応します。
 - 子ども・若者自身が「子どもの権利」について理解することが大切であると考え、活動メンバーに対して、そのことを子ども・若者に理解してもらえるよう適切な言動をとることを求めます。

- 子ども・若者に、懸念を感じた時に誰に相談すればよいかを伝え、子ども・若者自身の防御力や対応力を引き出すよう努めます。
- 人材育成
 - 本指針と行動規範に同意した者のみにじーずの活動への参加を認め、活動メンバーが本指針にそって各々の役割を果たせるよう、研修や日々の活動を通じて育成します。
 - 本指針に反した活動メンバーに対して誓約書等の定めに基づき適切な処分を行います。
 - 子ども・若者の安全に関する懸念や問題が持ち上がった場合には、オープンに話し合うことができる環境作りを目指します。
- 守秘義務
 - 問題が発生した場合、被害を受けた子ども・若者と被害を通報した者に関する情報は、必要最低限の範囲で団体内で共有されるように統制します。さらなる被害や不当な扱いから保護します。また、通報対象となった者の情報も適切に管理します。
- 説明責任
 - 問題が発生した場合、被害を受けた子ども・若者に対して、適時適切に対応の進捗と結果を報告します。また、被害を受けた子ども・若者の権利が守られる範囲で、必要に応じ、問題の発生と対応結果を関係機関へ報告、公表をします。
- 相談通報
 - 体制整備・周知
 - 問題が発生またはそのおそれがある場合に、活動メンバーや子ども若者たちが、安全で適切かつ実施可能な方法で通報できる体制を整えます。
 - 活動メンバーや子ども・若者に対して、問題が発生またはそのおそれがある場合の通報先と、通報に対してどのような手順で対応するかを明示します。
 - 必要となった際にすぐに利用できるように、外部の相談機関や連絡先の情報を整理しておきます。
 - 通報対応
 - 活動メンバーに対し、問題が発生またはそのおそれがある場合、にじーずが定める通報先へ通報することを求めます。
 - 通報があった場合、被害を受けた子ども・若者の安心・安全の確保と心身のケアを最優先するとともに、期限を定めて手続きを進め、子ども・若者と保護者に対して適時適切に対応の進捗と結果を報告します。
 - 具体的には、以下の手順で対応します。
 1. 通報受付
 2. 責任者への報告・協議
 3. 事実の調査
 4. 対応の検討(処分検討・再発防止策の策定等)
 5. 当事者・関係者への報告
 6. 事後対応(処分、再発防止策実施、公表等)
- 広報
 - 広報活動における子ども・若者の事例の使用については、事例の使用に関するルールを子ども・若者に事前に明示し、同意を得ます。
 - 広報活動における子ども・若者の事例の使用は、子ども・若者への影響を十分に検討したうえでを行います。
- 管理
 - 本指針にそって活動が推進されているかを振り返り、その結果を活動に反映します。
 - 活動において生じる子ども・若者の安心・安全へのリスクを定期的に分析し、必要に応じ、リスク低減策を実施します。

5. 組織体制

- 組織全体で本指針を推進していくために、適切な人員を配置し、必要となる方策の決定と課題への対応を行います。
- 他団体と情報交換や知見の共有を行い、本指針を推進します。
- 事業運営において、子ども・若者の安全の観点から事業の実施の是非を検討し、丁寧なリスク分析と安全のための予防策を講じます。その一環として、定期的に活動メンバー間で話し合える機会や研修等を設定します。

- 事業モニタリングと事後評価のプロセスにおいて、本指針の観点での検証も行います。
- 個人の特定につながらない範囲で、ヒヤリ・ハットを含む相談や報告事案について検証する機会を設け、そこから得た教訓を共有し、再発防止に向けて、組織的に取り組みます。
- にじーずは、団体として以下の通り本指針の推進に尽力していきます。
 - 推進チームの設置
 - セーフガーディング相談窓口:専任2名を設置
 - 誓約書の提出先:にじーず事務局

6. 添付文書:[行動規範](#)

2023年4月25日策定